

論 点 メ モ (2) - 2

項 目	論 点	備 考
1. 我が国における 上場会社のガバナンス 機構の枠組み	<ul style="list-style-type: none"> ● 委員会設置会社は、執行に対する取締役会による監督機能を適切に発揮すべく、指名委員会・監査委員会・報酬委員会が設置された会社であり、各委員会の構成員の過半数は社外取締役であることが義務づけられている。 但し、委員会設置会社への移行数は、東証上場会社で全体の2.3%にとどまる。 ● 監査役会設置会社は、3名以上の監査役からなる監査役会が設置された会社であり、監査役の半数以上は社外監査役でなくてはならない。 但し、原則、適法性(＋著しく不当)の監査にとどまる。また、取締役会での投票権を有しない。 ● 上場会社におけるガバナンスについて、より安心感が持てるようにすることが重要であるとの指摘。 	●【資料2 p.1～2】
2. ガバナンスの強化に向けて考えられる方向性	<ul style="list-style-type: none"> ● 上場会社におけるガバナンスの強化に向けては、 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 委員会設置会社への移行 ✓ 監査役機能強化 ✓ 社外(独立)取締役の導入 といった選択肢が存在。 	

項 目	論 点	備 考
<p>3. 社外(独立)取締役の役割等</p> <p>4. その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● この点について、 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 現行の委員会設置会社制度は、日本の実態に適わず、移行の促進は困難 ✓ 監査役の機能強化についても取り組んでいく必要があるが、それだけで安心感を得ることができるかは疑問等の指摘。 ● 社外(独立)取締役には、 <ul style="list-style-type: none"> ✓ (平時における)経営者の説明責任の確保 ✓ (有事における)暴走の防止・安全弁 といった役割が期待される、との指摘。 ● 同時に、社外(独立)取締役の導入に関しては、 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 監査役の機能強化についても併せて検討する必要性 ✓ 社外(独立)取締役となり得る人材の確保、独立性と実効性・専門性とのバランスについて留意する必要性 ✓ (仮に、上場会社に関し、社外(独立)取締役の設置をルール化するとした場合の)ルール化の手法についての検討の必要性 の指摘。 ● その他、これらの点に関し、現時点で留意しておくべき点があるか。 	